

第28回ワーキンググループにおける指摘事項等について

令和2年2月

「第28回商標審査基準ワーキンググループ」における指摘事項及び事務局における考え方を整理すると以下のとおり。

「内装」の定義について

(指摘事項)

意匠における「内装」の定義と、商標における「内装」の定義に相違はないか。

(事務局の考え方)

「内装」とは、広辞苑¹において「建築物などの、内部の設備・装飾。」とされており、商標審査基準改訂案においても、それに則して解釈している。

意匠法上、「内装」は「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（意匠法第8条の2）」と定められており、商標審査基準改訂案における「内装」の意味内容と文言上概ね一致している。

しかしながら、意匠法上「内装の意匠」として登録を受けることができる意匠は、そもそも「内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠」（物品、建築物又は画像を複数組み合わせたもの）であり、かつ、内装全体として統一的な美感を起こさせるものに限られる。このため、例えば、「壁、床、天井のみからなる」建築物のみの形状等は、意匠法においては「内装の意匠」としては保護されない（建築物の部分意匠としての保護は可能）。一方で、商標審査基準改訂案においては「内装」に該当し、立体商標として保護の対象となり得る。

以上

¹ 新村出編『広辞苑 第七版』2149頁（岩波書店 2018）